

口座振替依頼書・自動払込利用申込書について

※ 必ずお読みください。

- 口座振替の手続きの流れは、「口座振替用紙の記入例」の表面および裏面に記載されているとおりとなります。

(口座振替の領収書について、平成22年1月分からは送付いたしません。年末に納付の証明書を送付する予定です。)

- 口座振替の開始時期に関しましては、全国健康保険協会より口座振替のご案内を送付させていただきます。(口座振替が開始されるまでは、納付書をご利用ください。)

※通常、「口座振替依頼書」を協会支部へご提出いただいてから、ゆうちょ銀行ご利用の場合は、3～4ヶ月後、ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合は、1～2ヶ月後の「口座振替開始」となります。

- 口座からの保険料の引き落としは、毎月1日です。
(1日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。)

※引き落とし日は、10日ではありませんのでご注意ください。

- 残高不足等で口座振替ができなかった場合について

- ◎ 再振替はありません。
- ◎ 納付書での納付が必要ですので、早急に協会支部へ御連絡ください。
- ◎ 翌月以降の口座振替は行いません。
- ◎ 翌月以降分について、口座振替をご希望の場合はお手数ですが、再度申込書をご提出いただく必要がございます。

- 任意継続を途中でやめる場合について

- ◎ 任意継続の資格は、保険料を納付することで有効となりますので、保険料を納めないことによって、資格を喪失させることができます。
(国民健康保険に加入される場合や、健康保険の被扶養者になる場合です。)
- ◎ 直接、当協会へ口座振替辞退のお申し出をいただく場合は、約1カ月前にお届けが必要となります。

(直接銀行等へ口座振替辞退の手続きをされる場合は、それぞれの銀行へお尋ねください。)

- 口座振替には、前納はございません。
前納をご希望の方は、納付書での納付をご利用ください。

全国健康保険協会奈良支部

業務グループ

所在地 〒630-8535

奈良市大宮町7-1-33

奈良センタービル6階

TEL 0742-30-3700(代表)